

(令和2年3月第2回常任委員会書面審議決定)

## いちご一会とちぎ国体矢板市施設整備基本計画

### 1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」における施設整備については、国体施設基準の充足及び中央競技団体指摘事項への対応のために既存の常設施設の整備を実施するとともに、競技会の運営上必要となる場合は仮設施設で対応するものとする。

### 2 基本計画

#### (1) 施設整備の原則

ア 常設施設は市の責任において、仮設施設はいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会の責任において整備する。

イ 施設整備は、国体後の活用も見据えて効率的に実施する。

ウ 施設整備に際しては、県の補助金の活用等、財源の確保に努めるものとする。

#### (2) 競技会会場

ア 施設整備は、競技団体と協議のうえ競技会の運営に支障のないように実施する。

イ 競技会会場内の仮設施設の配置については、競技会の円滑な運営、選手の導線の確保及び一般観覧者の利便性に配慮する。

ウ 競技会会場の施設整備に際しては、ユニバーサルデザインへの対応に努める。

#### (3) 練習会場

ア 練習会場は、民有施設を含めた既存施設を原状で活用する。

イ 民有施設を確保する場合は、施設管理者の協力を得て必要な日数を確保する。